

伊勢崎市LPガス料金負担軽減支援事業に係るQ&A

【事業全般について】

Q1: 県外・市外にあるLPガス供給事業者も支援事業の対象になるのか？

A1: 県外・市外にあるLPガス供給事業者であっても、供給する地点が伊勢崎市内であり、その料金の値引きを実施した場合には支援事業の対象となります。

Q2: 支援事業として、3カ月で3,000円(ひと月1,000円)という金額を設定した理由は？

A2: 経済産業省では、エネルギー価格の高騰の影響を受ける家庭や企業等の負担軽減として、電気料金は、標準世帯で月約2,800円、都市ガスは、月約900円の負担軽減がされているため、この金額を参考としました。

Q3: ガス料金ひと月あたりの請求額が1,000円に満たない場合は対象にならないのか？

A3: ひと月あたり税抜き1,000円に満たない場合は対象外となります。

Q4: 大口でLPガスを利用している事業所についても、一般の世帯と同様のひと月あたり1,000円の補助となるのか？

A4: その通りです。

Q5: 交付申請時と実績報告時で対象数に差が出て問題ないか？

A5: 問題ありませんが、変更が生じた場合は変更申請が必要です。

Q6: 旧簡易ガス事業も対象か？

A6: LPガスの利用であれば対象です。

Q7: 二世帯住宅の場合はそれぞれ対象となるのか？

A7: 世帯ごとに契約(メーター)があり、値引きを実施していればそれぞれ対象となります。

Q8: 集合住宅で会社が契約している場合は対象となるのか？

A8: 契約(メーター)があり、値引きを実施していれば対象となります。

Q9: 1人が複数契約している場合、契約ごとに対象となるのか？

A9: 契約(メーター)ごとに値引きを実施していれば対象となります。

Q10: 支援事業対象期間中に転入や転出した人の取り扱いについては？

A10: LPガス供給事業者が値引きを実施した月分を対象とします。(最小1カ月から最大3カ月)

Q11: 県が実施する「群馬県 LP ガス利用者負担軽減事業」と併用することは可能か？

A11: 可能です。しかし、値引きに対して重複して両制度の補助金を受けることはできません。

(例1) 同一月の値引き実績 3200 円に対し、伊勢崎市から 1000 円、群馬県から2200円の計3200円の補助金を受け取ることができます。

(例2) 同一月の値引き実績 1000 円に対し、伊勢崎市から 1000 円、群馬県から1000円の計2000円の補助金を受け取ることはできず、市または県どちらか一方を選択し申請することとなります。

【申し込みについて】

Q11: LPガス供給事業者の交付申請が受付期間を過ぎてしまうと支援事業の対象にならないのか？

A11: 交付申請期間を過ぎた場合は対象外となります。

【審査・支給について】

Q12: LPガス供給事業者への補助金の支払い時期はいつごろになるのか？

A12: 原則として、3 か月分をまとめて申請していただき、令和6年3月頃に3 か月分をまとめてお支払いしますが、1 か月ごとに補助金を請求したい場合は、申請書の書き方が異なりますので、申請前にご相談ください。

【その他】

Q13: ガス利用者へ値引き額の明示をする際の紙はもらえるのか。

A13: ご希望の場合は、事前に伊勢崎市役所企業誘致課 (Tel0270-27-2756) に必要枚数をご連絡のうえ、企業誘致課窓口でお受け取りください。